

令和 2 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和 2 年 2 月 25 日 開会
令和 2 年 2 月 25 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第3号(2月18日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○一般質問	4
○議案第1号の上程、説明、採決、討論、採決	6
○議案第2号の上程、説明、採決、討論、採決	7
○議案第3号の上程、説明、採決、討論、採決	8
○議案第4号の上程、説明、採決、討論、採決	9
○議案第5号の上程、説明、採決、討論、採決	9
○議案第6号の上程、説明、採決、討論、採決	11
○議案第7号の上程、説明、採決、討論、採決	12
○議案第8号の上程、説明、採決、討論、採決	15
○議案第9号の上程、説明、採決、討論、採決	17
○議決事件の条項、字句等の整理	21
○閉会	21
○会議録署名	22

令和2年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第3号

令和2年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月18日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 保坂 武

- 1 期日 令和2年2月25日（火）午後2時00分
- 2 場所 山梨県自治会館 1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(24名)

1番 深沢 健吾	2番 渡辺 利彦	3番 鈴木 孝昌
4番 深沢 敏彦	5番 藤本 実	6番 小沢 栄一
7番 有野 一成	8番 千野 秀一	9番 谷口 和男
10番 河野 智子	11番 遠藤 美智子	13番 田中 清
14番 笠井 雄一	16番 田中 一泰	17番 望月 藤一
18番 樋口 正訓	19番 河住 保茂	20番 佐藤 一仁
21番 渡部 保	22番 渡邊 喜久一	24番 小林 清一
25番 倉沢 鶴義	26番 木下 善満	27番 嶋崎 義人

不応招議員(3名)

12番 飯島 武志	15番 近藤 文男	23番 羽田 彌壽彦
-----------	-----------	------------

令和2年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年2月25日(火)午後2時00分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第5 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 議案第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害補償事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第8 議案第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第6号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第7号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第8号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第12 議案第9号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第12まで議事日程に同じ

出席議員(24名)

1番 深沢 健吾	2番 渡辺 利彦	3番 鈴木 孝昌
4番 深沢 敏彦	5番 藤本 実	6番 小沢 栄一
7番 有野 一成	8番 千野 秀一	9番 谷口 和男
10番 河野 智子	11番 遠藤 美智子	13番 田中 清
14番 笠井 雄一	16番 田中 一泰	17番 望月 藤一
18番 樋口 正訓	19番 河住 保茂	20番 佐藤 一仁
21番 渡部 保	22番 渡邊 喜久一	24番 小林 清一
25番 倉沢 鶴義	26番 木下 善満	27番 嶋崎 義人

欠席議員(3名)

12番 飯島 武志	15番 近藤 文男	23番 羽田 彌壽彦
-----------	-----------	------------

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	保坂 武	副広域連合長	佐野 和広
事務局長	功刀 正	事務局次長	細田 一樹
業務課長	石井 源仁	会計管理者	中楯 都
庶務担当リーダー	塩谷 真紀	給付担当リーダー	神田 晃二
資格管理担当リーダー	羽田 昌訓		

事務局職員出席者

書記長 有賀 英敏 書記 古屋 真里 書記 田中 亜実

【開 会】

開会 午後 2 時 00 分

●深沢敏彦議長 ただいまから、令和 2 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 24 人でございます。よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●深沢敏彦議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、ご報告申し上げます。12 番飯島武志議員、15 番近藤文男議員、23 番羽田彌壽彦議員、より欠席の届けがありました。次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●深沢敏彦議長 ここで、保坂広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 保坂広域連合長。
○保坂武広域連合長 皆様、こんにちは。広域連合長の保坂でございます。令和 2 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝を申し上げます。さて、政府の全世代型社会保障検討会議では、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築するため、2022 年度から 75 歳以上の後期高齢者医療費の窓口負担について、一

定の所得がある方は2割に引き上げることとし、同時に、社会保障審議会においても検討を開始したところであります。後期高齢者医療制度におきましても、高齢者の健康増進を図るため、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するなど、医療費の抑制と健全な運営を行っていきたいと考えております。

今定例会では、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う、「会計年度任用職員に係わる条例の制定、一部改正及び規約の一部改正」、保険料の軽減特例制度の見直しのための「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」、また、「令和元年度一般会計及び特別会計補正予算案」、「令和2年度一般会計及び特別会計予算案」の9議案を提案させていただきます。

何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【会議録署名議員の指名】

●**深沢敏彦議長** 次に、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、11 遠藤美智子議員、26 番木下善満議員を指名します。

【会期について】

●**深沢敏彦議長** 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**深沢敏彦議長** ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【日程第3 一般質問】

●**深沢敏彦議長** 次に、日程第3「一般質問」を行います。議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め30分以内といたします。また、関連質問は認めません。

5 番藤本実議員から通告がありますので、発言を許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 5 番藤本実議員。

○**5 番藤本実議員** こんにちは。大月の藤本実でございます。新顔ですが、大月市議会の代表派遣ですので、積極的にいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

新年度が2年に一度の保険料改定にあたるということから、より慎重に審議をすすめることが重要であると考え、2点ほど質問をさせていただくことといたしました。お手元に通告書がいつてると思っています。

まず1つ目は、保険料軽減の努力についてです。保険料が引き上がることは誰も望んでいないことから、引き上げを避けるための努力をどのようにされてきたのかここで伺いたいと思います。1つ目に全国後期高齢者医療広域連合協議会による「後期高齢者医療制度に関する要望書」（平成30年6月6日）では特に「3」「4」項目で保険料軽減の対応を求めています。山梨県広域連合としても同様の認識であるのか明らかにしていただきたいと思います。2つ目に均等割額、所得割率が据え置かれたことは評価できますが、国の均等割軽減特例措置が縮小されることで保険料が増額される方がいます。県内では何人が引上げになるのか、また一番大きな引上げ率はどのくらいになるのかお聞きしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 功刀事務局長。

○功刀正事務局長 藤本実議員の一般質問に対する答弁を行います。

まず、保険料軽減の努力についてお答えいたします。

始めに、全国後期高齢者医療広域連合協議会による後期高齢者医療制度に関する要望書につきましては、一昨年度広域連合長会議において全会一致での承認を経て厚生労働大臣あてに提出したものであり、山梨県においても認識は同様であります。

続きまして、国の軽減特例措置の縮小による被保険者への影響についてであります。令和2年度に影響がある方は被保険者130,520名の内の57,618名で、約44%の方となります。引き上げ幅につきましては、現行8割軽減の方は7割軽減になることで年額8,090円の保険料が4,050円引き上げとなり12,140円、現行8.5割軽減の方は7.75割軽減になることで6,070円の保険料が3,040円引き上げとなり9,110円、引き上げ率はいずれも50%程度となる見込みです。

以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 5番藤本実議員。

○5番藤本実議員 ありがとうございます。全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望書と認識が一致していることがわかり、心強く感じました。ただその上で、令和2年度については、国の均等割軽減特例措置が縮小されることを見込まざるを得ないということで、予算も作られていると思います。ですからこの点については国へ引き続き制度を改善するよう強く求めていただきたいと思います。

今説明がりましたが、国の特例措置が縮小されることによる影響が大変大きいということに、率直に驚きました。金額も示され、引き上げ率については50%というお話です。今後納付の状況にどのような影響を及ぼすのかということが、心配でなりません。

次の2問目の質問になりますが、保険料滞納処分の状況について伺います。現状と今後の見込みについてです。1つ目に、県内の保険料滞納処分は現在の所あるでしょうか。そしてその推移がわかれば明らかにしていただきたいと思います。2つ目に、消費税が上がり、年金は下がる中、国の特例措置が縮小され保険料が引き上げられ、保険料滞納はどのようにになると見込んでいるのでしょうかお答えください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 功刀事務局長。

○功刀正事務局長 保険料滞納処分の状況についてお答えいたします。

初めに、保険料滞納処分の状況についてであります。昨年度は8市町村において34件、1,800,430円を実施いたしております。平成29年度は5市で28件、2,961,221円、平成28年度は4市で27件、3,339,448円を実施しております。

続きまして、今後の保険料滞納の見込みについてであります。過去5年間の現年度分保険料収納率は99.4%以上を保っており、本年度以降も保険料収納対策実施計画等に基づいて各市町村と連携し、収納率の向上に努めてまいります。

以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 5番藤本実議員。

○5番藤本実議員 答弁ありがとうございます。滞納が何故起こるのか。保険料は大体の方が年金天引きですが、年金が月15,000円か無年金かという低所得者の方に、普通徴収の納付書がいくと滞納が起き、滞納処分に至るのだと思います。全体では99.4%の収納率であるということではあります。国の特例措置の縮小で大きな影響が出ることが、滞納の影響に拍車がかかっているのではないかと心配をしております。

県としての保険料は基本的に引上げとはなりません、国の特例措置縮小が大きな影響ということ、そして今後滞納の問題でも厳しい状況が生まれる可能性があるということ、大変懸念しております。より一層丁寧な取り組みをして、後期高齢者医療が本来の目的通りに運用されることを願っております。

以上をもちまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

●**深沢敏彦議長** 藤本議員の一般質問を終わります。

【日程第4 議案第1号】

●**深沢敏彦議長** 次に日程第4、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 功刀事務局長。

○**功刀正事務局長** 議案第1号、山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員を採用するにあたり、その給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、細田次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 細田事務局次長。

○**細田一樹事務局次長** 事務局次長の細田と申します、よろしく申し上げます。

議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」ご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の内容につきましては、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものです。併せて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするものです。

それでは、議案の2ページをお願いします。条例の概要についてご説明いたします。

第1条は地方自治法及び地方公務員法に基づき、趣旨について規定しております。

第2条は会計年度任用職員の給与（フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員）について規定しております。

第3条から6ページの第14条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料、期末手当等、各種手当について規定しております。

7ページの第15条から11ページの第23条まで、また第26条はパートタイム会計年度任用職員に対する報酬、期末手当、費用弁償等について規定しております。第24条、第25条、第27条は、その他必要事項について規定をしております。第28条は、規則への委任事項について規定をしております。

11ページからの別表第1、別表第2は第3条関係のフルタイム任用職員の給料表であります。別表1は事務職の給料表で行政職俸給表1の1号級から25号級と同額となります。別表2は専門職の給料表で医療職俸給表3の5号級から15号級と同額となります。保健師の職務であります。

なお、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●**深沢敏彦議長** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第1号の質疑を行います。発言の要求については、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げてください。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●**深沢敏彦議長** お諮りいたします。議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって「議案第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第5 議案第2号】

●**深沢敏彦議長** 次に、日程第5、議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 功刀事務局長。

○**功刀正事務局長** 議案第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員を採用するにあたり、関係する条例を整備する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、細田次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 細田事務局次長。

○**細田一樹事務局次長** それでは、別冊の資料1、条例説明書でご説明します。条例説明書3ページをお開きください。

議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明いたします。概要といたしまして、第1条から第7条まで7つの条例の一部を改正します。

この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

4ページからの新旧対照表でご説明します。

第1条は、山梨県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正です。第1条を改正します。臨時の職員を臨時的任用職員に改めます。また、臨時的任用職員のうち災害などの緊急のときは定数条例の対象となりますが、臨時の職に関するときは、定数外となるため、限定要件を加えるものです。

第2条は、山梨県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。第3条を改正します。地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員（フルタイム会計年度任用職員）は、人事行政の運営等の状況の公表に関する対象となったため、追加するものです。

第3条は、山梨県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正です。第4条5項を追加します。会計年度任用職員の分限休職の期間の上限を会計年度以内とするため、任命権者が定める任期の範囲内と追加するものです。

第4条は、山梨県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正です。第3条を改正します。会計年度任用職員にも服務規定が課されるため、懲戒処分の対象となります。地方公務員法第22条の2第1項第1号の（パートタイム会計年度任用職員）の場合は、給料等に相当する額は、報酬になるため追加するものです。

第5条は、山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。第18条を改正します。これまでの非常勤職員という名称を、新たに第1項を地方公務員法第22条の3第4項の臨時的任用された職員とし、第2項を地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員へ改めるものです。

第6条は、山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。要約しますと会計年度任用職員が一定の条件を満たす場合、新たに育児休業や部分休業が適用されることとなります。よって、第2条ほか、それぞれ該当部分に係る条項を追加するものです。

15ページをお願いします。

第7条は、山梨県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正です。第3条2項を追加します。地方公務員法第22条の2第1項第2号のフルタイム会計年度任用職員には旅費を支給できます。しかし、会計年度任用職員については、赴任した場合の旅費は想定していないため追加するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●**深沢敏彦議長** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●**深沢敏彦議長** お諮りいたします。議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第3号】

●**深沢敏彦議長** 次に、日程第6、議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 功刀事務局長。

○**功刀正事務局長** 議案第3号、山梨県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、細田次長よりご説明申し上げます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 細田事務局次長。

○**細田一樹事務局次長** それでは、議案の22ページをお開き下さい。

議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について」ご説明いたします。

会計年度任用職員は、地方公務員法のサービスに関する規定が適用されることから、新たに制定するものであります。

第1条は、地方公務員法第31条の規定に基づき趣旨に関する規定であります。

第2条は職員のサービスの宣誓に関する規定であります。下段の別記様式が宣誓書であります。2項で会計年度任用職員のサービスの宣誓について規定しております。

第3条は権限の委任に関する規定であります。

なお、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●**深沢敏彦議長** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●**深沢敏彦議長** お諮りいたします。議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第4号】

●**深沢敏彦議長** 次に、日程第7、議案第4号「非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害補償事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 功刀事務局長。

○**功刀正事務局長** 議案第4号、非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害補償事務の委託に関する規約の一部を改正する規約についてであります。

常勤の職員に対する退職手当の支給事務について、山梨県市町村総合事務組合へ委託する協議について、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

内容につきましては、細田次長よりご説明申し上げます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 細田事務局長次長。

○**細田一樹事務局長次長** それでは、議案第4号「非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害補償事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について」をご説明いたします。

別冊の資料1でご説明します。20ページの新旧対照表をお願いします。

会計年度任用職員のうち、フルタイム会計年度職員は、常勤職員と同一の勤務時間のため、退職手当の支給対象となります。山梨県市町村総合事務組合と交わしている「非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害補償事務の委託に関する規約」に、新たに退職手当の支給事務を追加するものであります。

新の欄ですが、題名に「常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び」を追加します。

第1条1項1号に「常勤の職員に対する退職手当の支給」を追加します。そして2号に、現行の非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害補償とします。

そのほか、字句や体裁の修正であります。

なお、この規約は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

●**深沢敏彦議長** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●**深沢敏彦議長** お諮りいたします。議案第4号「非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害補償事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって議案第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第5号】

●**深沢敏彦議長** 次に、日程第 8、議案第 5 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 功刀事務局長。

○**功刀正事務局長** 議案第 5 号、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料率の改訂を行うとともに、保険料賦課限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置の拡充が行われたことにより、所要の改正を行う必要がありますので、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 石井業務課長。

○**石井源仁業務課長** 業務課長の石井です。

議案第 5 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をいたします。

全員協議会で説明しました「令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料率の算定」以後、令和 2 年 2 月 13 日付けで知事協議の意義ありませんとの回答をいただきましたことを報告いたします。

それでは、別冊の資料 1、条例説明書の 21 ページをご覧ください。

この条例改正の要旨ですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料率の算定を行うとともに、令和 2 年 1 月 29 日、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、後期高齢者の保険料に関し、負担能力に応じた負担を求める観点から保険料賦課限度額の引き上げと、低所得者に対する軽減措置の拡充が行われる改正が令和 2 年 4 月 1 日から施行されるため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、1 つ目が、令和 2 年度及び令和 3 年度における所得割率を、平成 30 年度及び令和元年度と同様、100 分の 7.86 とする。これが第 7 条関係です。

2 つ目、令和 2 年度及び令和 3 年度における均等割額を、平成 30 年度及び令和元年度と同様、40,490 円とする。これは第 8 条関係です。

3 つ目、保険料賦課限度額について、62 万円から 64 万円に引き上げる。これは第 9 条関係です。

4 つ目、5 割軽減の基準について、被保険者数の乗ずる金額を第 13 条第 1 項第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,000 円」に改めます。これは第 13 条第 1 項第 2 号関係です。

5 つ目、2 割軽減の基準について、被保険者数の乗ずる金額を第 13 条第 1 項第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改めます。これは第 13 条第 1 項第 3 号関係です。

6 つ目、平成 31 年度における保険料の賦課額の特例について、附則第 4 条を削る。これは新旧対照表の 25 ページから 26 ページにかけてあります、附則第 4 条を削ります。

7 つ目、改元に伴い、附則第 5 条中（見出しを含む）「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「附則第 6 条」を「附則第 5 条」にそれぞれ改め、附則第 6 条中（見出しを含む）「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改めます。

8 つ目、附則第 5 条を附則第 4 条とし、附則第 6 条を附則第 5 条とする。

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

経過措置としまして、この条例による改正後の山梨県後期高齢者医療広域連合後期高

齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。ということで改正をさせていただきます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●**深沢敏彦議長** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 5番藤本実議員。

○**5番藤本実議員** 保険料について先ほど一般質問でも取り上げましたが、国の軽減特例措置が縮小されたことを、この条例にどの部分で反映しているのかも一度お願ひいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 石井業務課長。

○**石井源仁業務課長** この条例は資料1「山梨県後期高齢者医療広域連合条例説明書」の新旧対照表でご覧になっていただきますと、25ページにあります、平成31年度における保険料賦課総額の算定の特例という部分が削られるということが、軽減特例が縮小されたことを反映していることとなります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 5番藤本実議員。

○**5番藤本実議員** わかりました。25ページにある削除すると言った箇所に、記述されているということで理解しました。

国の傾向を見込まなければ予算が組めないことから、このようにせざるをえないわけですね。軽減特例の継続を全国後期高齢者医療広域連合協議会では国に要望しているわけですから、本来この部分は矛盾しているわけですがけれども、致し方ない体制だろうと思えます。

ただ個人的には、先ほど紹介させていただいたように、影響が大きいことから、慎重にここは判断したいと考えております。

以上です。

●**深沢敏彦議長** 他には質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●**深沢敏彦議長** お諮りいたします。議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手多数であります。よって議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は午後2時55分といたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時55分

【日程第9 議案第6号】

●**深沢敏彦議長** 次に日程第9、議案第6号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算（第2号）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 功刀事務局長。

○**功刀正事務局長** 議案第6号、令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ追加、減額は行わず、歳出予算の組替えを行うものであります。内容につきましては、細田次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 細田事務局次長。

○細田一樹事務局次長 それでは議案第6号、「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について ご説明いたします。

資料2・補正予算説明書の2ページをお開きください。

補正額は0で歳出の組替えのみとなります。

4ページをお願いします。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」を470万円増額し、1億7,143万1千円とします。これは、市町村から派遣されている職員の給与等負担金の確定に伴う増額であります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」を46万8千円減額し、3億6,718万8千円とします。これは、特別会計の一般財源分を減額補正するため、特別会計への繰出金を減額するものです。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」を423万2千円減額し、1,676万2千円とします。

これは、2款、3款の補正額の差引き423万2千円の財源確保のため、積立金を減額するものです。

以上が、令和元年度一般会計補正予算（第2号）の詳細であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●深沢敏彦議長 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●深沢敏彦議長 お諮りいたします。議案第6号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手多数であります。よって議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第7号】

●深沢敏彦議長 次に日程第10、議案第7号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について」を議題とします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 功刀事務局長。

○功刀正事務局長 議案第7号、令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算額は9億9,966万円の追加であります。

内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 石井業務課長。

○石井源仁業務課長 議案第7号、令和元年度特別会計補正予算（第2号）ですが、資料2補正予算説明書の事項別明細書12・13ページをご覧ください。

補正は、国等の内示通知、提出実績と過年度の伸びを今年度に当てはめて見込んだ補正予算となっています。補正額は、総額9億9,966万円です。節で増減するところを主に説明します。

2「歳入」1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」8,333万3千円の増額は、療養給付費の定率1/12を市町村が負担するものです。3目1節「保険基盤安定負担金」3,690万円の減額は、保険料の均等割軽減〔低所得者（7割・5割・2割）の7割軽減分まで、被扶養者（至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り5割）の5割軽減分まで〕の財源で、県が3/4を負担し、市町村が1/4を負担し、併せて市町村から納付されるものです。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」2億5,000万円の増額は、療養給付費の定率3/12を国が負担するものです。2項「国庫補助金」1目1節「調整交付金」8,860万5千円の増額は、広域連合間の財政不均衡を是正するもので、概ね療養給付の1/12を国から交付されるものです。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」2節「医療費適正化等推進事業補助金」5百54万4千円の減額は、重複・頻回、後発医薬品普及啓発等が調整交付金へ変更となったためであります。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」8千3百33万3千円の増額は、療養給付費の定率1/12を県が負担するものです。

4款1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」3億8,820万円の増額は、現役世代の加入する保険者からの支援金で各都道府県の医療費に応じて支払基金経由で交付されるものです。

5款1項1目1節特別高額医療費共同事業交付金400万円の増額は、1件当たり400万円を超える著しく高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分について、全国の広域連合で拠出金として負担し、国民健康保険中央会経由で医療費に応じて交付されません。

7款「繰入金」1項1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」46万8千円の減額は、一般会計の3款「民生費」の繰出金の減額と同様です。2項「基金繰入金」1目1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」6,290万1千円の増額は、療養給付費の不足分を繰り入れるものです。

14・15ページをご覧ください。

10款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」9,000万円の増額は、交通事故等の第三者行為の損害賠償金等納付してもらうものです。2目「返納金」1節「現年度分」800百万円の減額と2節「過年度分」20万円の増額とは、所得の更正等で負担区分が変更になった方から高額医療費、医療給付費を返還していただくものです。

16・17ページをご覧ください。

3「歳出」契約差金等の減額と決定通知等からの増額補正となっています。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」74万円の減額は、11節「需用費」が62万8千円の減額、13節「委託料」で1万4千円の増額、19節「負担金補助及び交付金」12万6千円の減額となっております。

18・19ページをご覧ください。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」10億円の増額は、実績と過去の伸びを確認し今年度に当てはめて見込んだ補正予算となっています。

22・23ページをご覧ください。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」1目「保険料還付金」40万円の増額は、過年度の保険料の市町村への還付金です。

説明したもの以外は財源内訳補正です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●深沢敏彦議長 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第7号の質疑を

行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 5番藤本実議員。

○5番藤本実議員 12ページの歳入の部分なんですけど、基金繰入金とあります。補正後の金額はいくらになるでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 石井業務課長。

○石井源仁業務課長 お答えします。給付基金の繰入金は、補正後10億5,348万8千円となりました。

以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 5番藤本実議員。

○5番藤本実議員 わかりました。ここに書かれているとおりで、他に残高等はないということでしょうか。今年度の補正額後の金額はここに書いてありますが、基金としては単年度というよりは、繰越で積むじゃないですか。その現在高がどの程度になっているか、ということが聞きたかったのですが。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 石井業務課長。

○石井源仁業務課長 平成30年度末の医療給付基金の残高は、18億950万2,470円ありまして、そこから10億5,348万8千円を繰り入れますので、残高につきましては、7億5,000万円強ということになります。

以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 5番藤本実議員。

○5番藤本実議員 わかりました。この金額が、思ったよりずっと少ないという印象を受けましたので、承知いたしました。

もう1点なのですが、19ページの歳出の方なのですが、療養給付費の見込みで10億円ということなのですが、金額が日ごろから扱ってるものに比べて随分大きい気がするんですが、これはよくあることなのでしょうか。あるいは、今年度末に何か特定の要因が発生しているのか、この辺はどんな認識なんでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 石井業務課長。

○石井源仁業務課長 特別何かを見込んでこの額、10億円という補正をさせていただいたということではないんですが、ただ、この10億円によって医療費が膨らんだときのやりくりができるのは、数日間、数十日程度にしかありません。今までの実績を加味して、このくらいないと通常の場合でも少し膨らむと心配ということで、この金額になっております。

前年度につきましても、この時期に10億円の補正をさせていただきました。月額でいきますと医療費は80億円くらい必要となります。月額でそれだけのものですから、先ほど言ったとおり、10億円だと1/8となりますので、賄えても数日間ということになります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 5番藤本実議員。

○5番藤本実議員 わかりました。予算規模が非常に大きいので少し過剰に反応したかもしれないけれども、理解しました。

関連して、これが予備的に補正したけれども使わなかったら、翌年どういう扱いにな

るのでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 石井業務課長。

○石井源仁業務課長 お答えします。歳出が出なければ、その部分が繰越金として賄えますが、基金の繰入金は実際の額で繰入をするので、そこまでの繰入をしないで済み、給付基金が使わないで済むという可能性がございます。

●深沢敏彦議長 他には質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●深沢敏彦議長 お諮りいたします。議案第7号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員です。よって議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第11 議案第8号】

●深沢敏彦議長 次に日程第11、議案第8号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 功刀事務局長。

○功刀正事務局長 議案第8号、令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

予算額は5億3,425万4千円であります。

内容につきましては、細田次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 細田事務局次長。

○細田一樹事務局次長 それでは令和2年度一般会計当初予算の詳細について説明いたします。

別冊資料3 予算説明書に基づきまして説明いたします。初めに、歳入であります、6ページをお開きください。

1 款「分担金及び負担金」5億338万4千円は、事務費共通経費としまして、構成27市町村から5億円及び標準システムの追加設備分として12市町村から338万4千円あります。この事務費共通経費負担金は、広域連合規約の規定によりまして、均等割りと、市町村の人口を按分し、納付していただいております。

2 款「財産収入」6千円は、財政調整基金の運用預金利子であります。

3 款「繰入金」3,084万2千円は、民生費の特別会計への事務費繰出金(共通経費)に充当するため、財政調整基金の取り崩しであります。

4 款「繰越金」であります、収入額が未定のため科目設定となっております。

5 款「諸収入」であります、預金利子など2万1千円となっております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。8ページをお開きください。なお、会計年度任用職員制度開始に伴い、地方自治法施行規則が改正され、歳出予算の7節「賃金」が削除され、以降繰り上がっておりますのでよろしくお願いたします。

1 款「議会費」115万9千円は、議員27名の報酬、費用弁償等であります。

2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」は、1億7,075万3千円を計上しております。説明欄をご覧ください。1 目「一般管理費」は、「01 一般管理費」から11ページの「05 情報管理費」の5つの事業に分けて記載しておりますのでそちらで説明させていただきます。

「01 一般管理費」事業は、広域連合の職員の給与負担金や事務的経費です。1億4,984万3千円の計上です。主なものとして、「3節、職員手当等」523万6千円は、派遣職員20名の通勤手当や時間外勤務手当などであり、10節「需用費」64万7千円は一般消耗品などです。13節「使用料及び賃借料」240万3千円は、コピー機レンタル料、山日ニュース、時事通信サービス利用料などです。18節「負担金、補助及び交付金」1億4,115万7千円は、派遣職員20名分の給与等負担金などです。前年度より約460万円の増となっています。このため1目「一般管理費」は、前年度より433万9千円の増となっています。これは、先ほどの補正予算でも増額しましたが、職員給与の負担金を元年度補正後の予算なみに計上したため、増額となっているものです。

「02 文書管理費」事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費です。143万円の計上です。11ページをご覧ください。主なものとして、11節「役務費」17万9千円は、郵送料など通信運搬費です。12節「委託料」117万7千円は、条例等整備委託料です。

「03 財務管理費」事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費です。190万6千円の計上です。主なものとして、12節「委託料」37万4千円は公会計システム保守委託料です。18節「負担金、補助及び交付金」142万1千円は、市町村共同利用財務会計システム負担金です。

「04 財産管理費」事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費です。784万1千円の計上です。主なものとして、10節「需用費」103万4千円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。11節「役務費」45万8千円は、電話料など通信運搬費です。13節「使用料及び賃借料」625万9千円は、自治会館共益費及び事務室使用料などであり、

「05 情報管理費」事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費です。973万3千円の計上です。そのうち、12節「委託料」454万2千円はグループウェア・内部ネットワーク保守委託などであり、13節「使用料及び賃借料」519万1千円は、内部情報系パソコン及びサーバーのリース料などであり、

続きまして、2款1項2目「公平委員会費」2万8千円は、委員3名の報酬及び費用弁償であります。12ページをお開きください。2款2項1目「選挙管理委員会費」3万9千円は、委員4名の報酬及び費用弁償であります。2款3項1目「監査委員費」33万9千円は、委員2名による例月監査などに係る、報酬及び費用弁償であります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」3億6,093万円は、特別会計への繰出し金であります。なお、民生費の前年度との比較は672万6千円の減となります。これは、主に郵送料等通信運搬費が減額となったためです。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」6千円は、基金の運用預金利子の積立を見込んでおります。

5款「予備費」につきましては、100万円を計上しております。

以上、令和2年度一般会計歳入歳出予算額はそれぞれ5億3,425万4千円を計上しております。ご審議の程、よろしくお願いたします。

●**深沢敏彦議長** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 14番笠井雄一議員。

○**14番笠井雄一議員** 14番市川三郷町、笠井です。よろしくお願いたします。

条例改正の中で、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、本連合会の会計年度任用職員等の対象者数と、予算への人件費の影響はどうか、そのへんについてお尋ねしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 細田事務局次長。

○細田一樹事務局次長 お答えします。会計年度任用職員につきましては、広域連合では5名を予定しております。

予算につきましては、特別会計の方に予算要求をしておりますので、この後議案第9号の方で説明させていただきます。

以上です。

●深沢敏彦議長 他には質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 19番河住保茂議員。

○19番河住保茂議員 19番河住です。

ただいまご説明いただきました12ページの3「民生費」1項「社会福祉費」ですが、前年度に比べ今年度はマイナスになっていますが、要因を教えてください。減らすっていうのはあまり考えられないんですが、どういう経過でこのマイナスが出てくるのか、教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 細田事務局次長。

○細田一樹事務局次長 お答えします。まず、社会福祉費の繰り出しですが、主に特別会計の事務費の一般財源に充てております。来年度、事務費のうち通信運搬費が減額になってますが、具体的に医療費通知を被保険者へ年3回送っているところ、来年度につきましては1回を予定しており、これが約1,000万円減額になっております。ただし、国保連への委託料が400万円ほど増えておりますので、差引しますと600万円の減となっております。確定申告等で医療費通知が非常に有効に使われているところなので、年1回にすれば経費節減にもなりますし、通知内容が1月～12月まで年でわかりやすくなるということで、このようにさせていただきます。

以上です。

●深沢敏彦議長 他には質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●深沢敏彦議長 お諮りいたします。議案第8号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員です。よって議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第12 議案第9号】

●深沢敏彦議長 次に日程第12、議案第9号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 功刀事務局長。

○功刀正事務局長 議案第9号、令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算額は1,046億556万8千円であります。

内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●深沢敏彦議長 石井業務課長。

○石井源仁業務課長 令和2年度特別会計当初予算について説明させていただきます。

引き続き、資料3 予算説明書の予算事項別明細書 24・25 ページから説明させていただきます。

特別会計は、主に医療の給付に関する収支となります。歳入・歳出、それぞれの総額は、1,046 億 556 万 8 千円です。歳入については、節において予算額と対前年度比較が1 億円を超える所を主に説明します。なお全体予算は被保険者数が1,200 人程度増える見込みで前年度と比べ増える見込みで作成しております。

お手元に予算科目説明書がございます。かいつまんで説明させていただきますが、詳しくは後ほどご確認をお願いいたします。

1 款「市町村支出金」1 項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金です。1 目1 節「保険料等負担金」79 億 7,600 万円は、各市町村で収納した保険料相当額です。2 目「療養給付費負担金」1 節「現年度分」82 億 542 万 2 千円は、療養給付費の1/12 にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。3 目1 節「保険基盤安定負担金」20 億 4,393 万 8 千円は、保険料の均等割軽減の7 割軽減分までと、被扶養者5 割軽減分の財源で、県が3/4 を負担し、市町村が1/4 を負担し、併せて市町村から納付されるものです。

2 款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金です。1 項「国庫負担金」1 目「療養給付費負担金」1 節「現年度分」246 億 1,512 万 8 千円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の3/12 に相当する額になります。2 目「高額医療費負担金」1 節「現年度分」4 億 3,728 万 7 千円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1 件当たり80 万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4 を国が負担するものです。2 項「国庫補助金」1 目1 節「調整交付金」91 億 4,267 万 4 千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね1/12 を交付されます。2 目「後期高齢者医療制度事業費補助金」2 節「医療費適正化等推進事業」は、糖尿病性腎症・生活習慣病の重症化予防及び懇話会の開催、新しくフレイル対策事業に係るものです。

3 款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。1 項「県負担金」1 目「療養給付費負担金」1 節「現年度分」82 億 504 万 2 千円は、療養給付費の1/12 にあたり、県が負担すべき定率負担分です。2 目「高額医療費負担金」1 節「現年度分」4 億 3,728 万 7 千円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1 件当たり80 万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4 を国と同様に県が負担するものです。26・27 ページになります。2 項1 目1 節「財政安定化基金交付金」は、科目設定のみです。3 項「県補助金」1 目「後期高齢者医療保険事業補助金」1 節「健康診査事業補助金」は、健康診査費用のうち国が定めた補助基準額の1/3 を国と同様に県から補助されるものです。

4 款「支払基金交付金」1 項は現役世代からの支援金で、給付費の4/10 相当額にあたります。1 目「後期高齢者交付金」1 節「現年度分」421 億 3,978 万 6 千円は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するものです。

5 款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1 件400 万円を超える高額なレセプトのうち200 万円を超える部分について全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ交付されるものです。

6 款「財産収入」は、後期高齢者医療給付と保険事業等支援基金の運用利子です。

7 款「繰入金」は、一般会計と基金の繰入金です。1 項1 目「一般会計繰入金」1 節「事務費繰入金」3 億 6,093 万円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出します。2 項「基金繰入金」1 目1 節

「後期高齢者医療給付基金繰入金」は、財源不足の部分の6億6,985万8千円繰り入れる予算となっております。

8款「繰越金」1項1目1節は、平成30年度繰越金です。

9款「県財政安定化基金借入金」1項1目1節「財政安定化基金借入金」は貸付事業で、保険料が予定していた収納率を下回ったこと、予想以上に給付費が増加したことで生じる財源不足を補うために、県に設置されています。

10款「諸収入」1項「延滞金、加算金及び過料」2項「預金利子」3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」1億7,000万円は、交通事故等の第三者行為に係る医療費についての加害者からの納付金です。2目「返納金」は、所得の更正等で負担区分が変更になった方から高額医療費、医療給付費を返還していただくものです。

次に30・31ページになります。歳出についても、節において予算額及び対前年度比較が1億円を超える所を主に説明します。なお、前年度までは7節に賃金がありましたが、地方自治法施行規則の一部改正により、賃金が廃止となりましたので、これ以降が一節ごと繰り上がりました。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務的経費であり、12節委託料2億3,795万円です。「05庶務事務」に新しくフレイル対策事業が入りました。また、32・33ページの「10国保連合会委託事務」が主なものです。

2款「保険給付費」は、被保険者に対する医療費等で、給付費用になります。審査支払手数料以外は18節「負担金、補助及び交付金」です。1項「療養諸費」は、審査支払手数料以外、負担金です。1目「療養給付費」975億円は、入院、外来、歯科等の給付費です。2目「訪問看護療養費」4億8,000万円です。3目「特別療養費」は、資格証の方からの請求により給付するものです。4目「移送費」は治療を受けるために、病院又は診療所に移送されたときの費用です。5目「審査支払手数料」3億1,980万円は、国保連合会に委託している審査支払に係る役務費です。1件82円です。6目「療養費」11億円は、補装具、柔道整復等の給付費用です。38・39ページをご覧ください。2項1目「高額療養費」41億2,500万円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付する補助金です。2目「高額介護合算療養費」1億1,000万円は、医療保険と介護保険の自己負担分の合算が限度額を超えた額について給付するものです。3項「その他医療給付費」は補助金です。1目「葬祭費」4億円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に、葬祭費として5万円を給付するものです。

40・41ページになります。

3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1件当たり400万円を超える著しく高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分について、全国の広域連合で負担しあうための拠出金になります。国の基準額による補助金が措置されています。事業と事務費拠出金となっております。

4款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」は、高齢者の医療の確保に関する法律に「後期高齢者医療広域連合においては、健康教育、健康相談、健康診査等、健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」と規定されており、国・県の補助金が措置されています。1目健康診査費は、市町村が実施した健康診査事業の補助金になります。2目その他健康保持増進費は、健康増進事業で全額特別調整交付金の対象となります。

5款「基金積立金」1項「基金積立金」24節「積立金」1目「後期高齢者医療給付基金積立金」は、これから保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源確保のための積立です。2目保「険事業等支援基金積立金」は、これから保険事業等に要する費用等の財源確保のための積立です。

42・43 ページになります。

6 款「公債費」1 項 1 目 22 節「償還金、利子及び割引料」は、借入金に対する元金、利子等の返済金です。

7 款「諸支出金」1 項「償還金及び還付加算金」は、国・県への償還等の支出金と保険料を還付するときの加算金であり、22 節「償還金、利子及び割引料」です。1 目「保険料還付金」は、過年度の保険料の市町村への還付金です。2 目「償還金」は、療養給付費等の精算に伴う返還金で国庫支出金分、県支出金分等が主なものです。3 目「還付加算金」は、市町村が保険料を還付する際に発生した加算金を市町村に支出するものです。

8 款「予備費」1 項 1 目は、不測の事態に対応するための予備的経費です。

総額で、1,046 億 556 万 8 千円の予算となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●**深沢敏彦議長** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第 8 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 9 番谷口和男議員。

○**9 番谷口和男議員** 9 番甲斐市、谷口和男です。

24 ページ歳入の「円滑運営臨時特例交付金」が、3 億 3,200 万円減額になっておりますが、これが先ほど藤本議員が仰っていた、均等割軽減特例措置の廃止にあたるのでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 石井業務課長。

○**石井源仁業務課長** お見込みのとおりでございます。まだここに、「円滑運営臨時特例交付金」は科目が残っております。これは、8.5 割軽減が 7.75 割軽減ということで、令和 2 年度は特例交付金がございます。国は、令和 3 年度は 7.75 割軽減を本則通りの 7 割軽減にするということになっておりますので、特例交付金が予算的に盛り込めるのは、令和 2 年度が最後かなという状況ですが、この額がこれだけ減るのは、そういう理由でございます。

●**深沢敏彦議長** 他には質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**深沢敏彦議長** 9 番谷口和男議員。

○**9 番谷口和男議員** 9 番谷口和男です。

後期高齢者医療特別会計予算に、後期高齢者の負担を考えて軽減をしていただきたい立場から討論に参加させていただきます。後期高齢者に限りませんが、昨年 10 月に消費税率が 8%から 10%に引き上げられました。特に低所得者に負担が大きくなると言われています。ところがそれに伴い、国で 8.5 割負担が 7.75 割負担、8 割負担が 7 割負担へ縮小されるということで、7 割負担の方ですと 12,140 円になるということと、8.5 割軽減の方も 6,070 円が 9,110 円なり、消費税の負担とともに後期高齢者の保険料まであがってしまうということで、是非山梨県としても負担の軽減の努力をお願いしたいということで、この予算に反対という立場で、討論に参加させていただきます。

●**深沢敏彦議長** 他に討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●**深沢敏彦議長** お諮りいたします。議案第 9 号「令和 2 年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手多数です。よって議案第 9 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●**深沢敏彦議長** お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第 43 条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●**深沢敏彦議長** 異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上を持って、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

【閉会】

●**深沢敏彦議長** ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。以上をもちまして、令和 2 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 3 時 54 分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 深 沢 敏 彦

署名議員 遠 藤 美智子

署名議員 木 下 善 満